

市長会見の項目（概要）

と き：令和元年7月24日(水) 14:00～

ところ：市政記者室

■ 動物愛護管理施策のさらなる推進に取り組みます

<担当：健康局健康推進部生活衛生課 電話：06-6208-9996>

【フリップあり】

- ◆ 大阪市では動物愛護管理施策を推進しており、2025年の万博開催年次までに「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を実現するため、平成30年3月に「犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた行動計画」を策定し、犬、猫の譲渡会の開催や「殺処分ゼロ」のロゴマークの制定、犬猫とのふれあい事業の開催などに取り組んでいる。
- ◆ これを更に推進するため、令和元年8月1日から大阪市独自で、動物虐待相談電話（動物虐待ホットライン）を開設し、動物虐待の疑い事案を掘り起こし、早期発見・改善指導に努めるとともに、市民に対して動物虐待は犯罪であるとの再認識を促し、虐待の未然防止を図る予定としていた。

- ◆ 今般、大阪府域全体で動物虐待について取り組むこととなり、大阪府動物虐待通報共通ダイヤルとして大阪府域で一つの短縮ダイヤル「#7122」（悩んだら・わん・にゃん・にゃん）を大阪府が開設することとなったので、本市もこれを活用する。
- ◆ 「#7122」に連絡のあった大阪市内に係る動物虐待事案については、本市の対応窓口へ転送され、聞き取りを行ったうえ、関係機関との円滑な連携により早期解決を図る。
- ◆ 開設が、令和元年10月からとなり、専用窓口の開設が遅れることとなるが、府内の虐待通報窓口が一元化されることで、より市民に分かりやすくなり、通報しやすい環境を整えることができると考えている。
- ◆ 開始日は、改めて市ホームページでお知らせします。

- ◆ また、大阪府では、平成31年3月20日から、大阪市と堺市を除いた大阪府域で、行政と動物取扱業者が協力することにより業界全体の資質向上を図り、飼い主が正しく動物を飼うことを社会に浸透させ、人と動物がともに暮らせる社会をめざすため、「おおさかアニマルパートナーシップ制度」が設けられている。
- ◆ この制度は、一定の基準を満たした優良な動物取扱業者を登録して公表するものです。
- ◆ 今回、8月1日から市も同じ制度を実施することとし、動物愛護相談室（動物管理センター分室）で申請の受付を始めます。

- ◆ これらの取り組みにより、動物虐待の未然防止を図り、飼い主が正しく動物を飼うことを社会に浸透させ、人と動物が共に暮らせる社会を醸成し、社会全体で理由なき殺処分がゼロになることをめざす。